

生食輸発1026第1号
平成27年10月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

非加熱食肉製品に係る輸入時検査の強化について (一部改正)

標記については、平成27年7月10日付け食安輸発0710第2号「非加熱食肉製品に係る輸入時検査の強化について」(最終改正：平成27年8月24日付け食安輸発0824第1号)により取り扱っているところです。

今般、輸入時の自主検査において、CARNICAS 7 HERMANOS S.A. (施設番号：10.07078/T0)が製造したスペイン産非加熱食肉製品より基準値を超えるリステリア・モノサイトゲネスが検出されたことから、上記通知の別表に、当該施設を追加し、別紙のとおり改正します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、SALUMIFICIO FRATELLI BERETTA SPA (施設番号：CE IT 1550L)が製造したイタリア産非加熱食肉製品については、同通知の別表から削除し、通常の見視体制とするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願ひします。

(別表)

対象国・地域	製造者名	強化日
スペイン	(10.07078/TO)CARNICAS 7 HERMANOS S.A.	平成27年10月26日